

Advantage Partnership Lawyers

鉱業法 ジョイント・ベンチャー（鉱業権）

通常の契約を結ぶ場合は横領や虚偽行為をしない義務が発生しますが、誠実な行為をする義務はありません。また、契約相手を自分の都合の良い様に利用する事も法的に何ら制限を受けません。プロジェクト契約であつてもプロジェクトに関して知り得た内容を相手側に伝える義務は有りません。

但し、ジョイント・ベンチャー（JV）契約を結んだ場合は契約者其々に信託義務が発生します。例えば石炭層が採掘許可証以上に伸びている事が判明した場合他のJV参加者に連絡する義務が有ります。それを知った参加者が勝手に採掘許可証を自分の名義で延長した場合でも法的にはJVの信託を受けてした行為と見なされます。採掘権延長に関する情報は採掘JVに欠かせない情報と見なされる為であります。

しかし、JV参加者が全ての件に関して信託義務を保持している訳ではありません。例えば、JVの権利を第三者に譲与する際にJV全体に発生する不利益まで信託義務が及ぶ訳では有りません。

判例と致しまして、Theiss Contractors Pty Ltd v Placer (Granny Smith) Pty Ltd が有ります。Placerは西豪州で多くの採掘権を保有するJVの運営・管理にあつておりました。実際の採掘をTheissに委託致しました。元々の契約は業務契約でしたが、経費がかさんだ為、Placerはパートナー契約を提案致しました。この新しい契約ではTheissが経費の支払いと共に利益の分配が約束されておりました。但し、この契約にはPlacerが解約金を支払わずに何時でも契約を解約できる条項が含まれておりました。

その後、Placerは契約を解消し業務権を競売に賭けました。競売ではTheissに支払われる費用が低く落札されました。これに不満を抱いたTheissはPlacerを裁判に訴えました。根拠としては、もしPlacerが契約を解消しなければ利益が多く出ていたはずであるという事でありました。Theissの弁護団はPlacerには委託義務が有りそれを犯したと主張致しました。また、パートナー契約を結ぶ際にPlacerには不正な表現があつたと主張致しました。

Placer側弁護団は契約は何時でも解約出来る権利が有つたと弁護致しました。判決はTheissの敗訴で裁判所はPlacerには何時でも契約を解消する権利があつたと致しました。パートナー契約を結んだ際には信託義務が発生するが全ての行為には適応しないとの判決でありました。

鉱業法 No.2

ジョイント・ベンチャー（鉱業権） アライアンス契約とは

アライアンス契約の元々の発生地はエンジニアリング契約や建設契約であります。これらの契約は請負業者にリスクを転換出来たのに対しアライアンスの場合はリスクはプロジェクト参加者全員で負う形になります。以前請負業者がリスクを負った歴史的背景には請負業務に膨大な利益があつた為であります。技術革新に伴い利益幅が縮小した為リスクを請負業者が吸収出来なくなりました。この為請負業者がパートナーとジョイント・ベンチャー（JV）に参加する形になりリスクを全員で分け合う様になりました。

JV 参加者はアライアンス契約書に拘束されます。参加者の中には色々の業種の子会社が含まれますが、経費は参加者全員で分担されます。当然利益も全員に配当されます。

通常アライアンス契約を結ぶ際には参加者の中にアライアンス委員会が結成されます。揉め事がある場合アライアンス委員会が調査をし判断を下します。この判断はJV 参加者全員を拘束致します。

アライアンス委員会の構成はJV 参加全員から成り立ており全員が一票を所持しております。委員会が判断を下す際には全員一致でなければなりません。

鉱業法 No.3

ジョイント・ベンチャー（鉱業権） アライアンス契約とは No.2

1. JV での勤務者

ジョイント・ベンチャー（JV）参加企業からJVへの派遣社員は法律上は派遣元の被雇用者である為、職場の安全性や働く環境については派遣元の其々のJV参加会社に責任が有ります。しかし、石炭や鉄鉱石採掘JVに長らく派遣されている社員は他のJV参加会社から指示を受ける機会が多い為、現実的にはJVの社員と誤解してしまう事がある様です。この為JVの終了時、つまりアライアンス契約の終了時に問題が発生致します。

2. JV 参加企業間での訴訟

アライアンス契約の基本はJV参加企業が失敗をした場合責任追及をしない事が原則であります。つまり、他のJV参加企業及び社員がJV全体に損失をもたらしても損害賠償の訴訟を起こすが出来ません。しかし、例外規定があります。幾つかのアライアンス契約は故意的に損害をもたらした場合を除外しております。

アライアンス契約の得点は参加者全員で損失を補う為事業に問題がある場合でも隠さずに公表出来る点であります。

3. 利益

JVから発生した利益を参加者全員で分かち合う為、基本的には経費削減の意欲が参加者間で高まります。しかし、何処までをJVの経費と看做すかの問題が残ります。例えばJV参加企業のJV事務所以外で発生する経費等の不透明性が問題となります。

鉱業法No.4

ジョイント・ベンチャー（鉱業権）

アライアンス契約とは No.3

1. 保険

JVに参加する事を決める、つまりアライアンス契約を結ぶ前に他の参加企業を細かく調査する必要があります。何故ならばある参加企業のおかした失敗に対してもJV参加企業全体で責任を負わなければなりません。従って、通常の業務上過失（Professional Indemnity）保険はJVには適応されません。

JV参加企業は各自で保険に入る必要性が有ります。

2. 契約交渉

慣習法上契約交渉時の交渉内容が法的に拘束力を持ちます。

特に、アライアンス契約交渉時では事前の交渉内容の議事録が重要となって参ります。JV参加企業間で訴訟が発生し契約不履行かどうか争う場合事前交渉時の議事録が契約書の内容を吟味する上で鍵となります。例えば、経費項目の場合どのように経費を算出したのか？

但し、慣習法のみならずオーストラリア連邦法である商慣習法（Trade Practices Act）第52条で偽り又は故意的に誤解を招く契約事前の行為及び補足契約を禁じております。

鉱業法 No. 5

ジョイント・ベンチャー（鉱業権）

アライアンス契約とは No. 4

補足書類

アライアンス契約書に付随して補足書類がある場合、この補足書類が契約文体を形態するかどうか吟味する必要があります。

補足契約書と看做された場合、裁判所はJV 参加企業がその補足契約を前提にアライアンス契約を締結したと看做します。よって裁判所は補足契約をアライアンス契約形成の一部と看做します。例えば石炭や鉄鉱石の成分や埋蔵量等が本契約とは別に補足契約の中に含まれる場合も有ります。

裁判所に補足契約書と看做される為には、補足書類が単なるJV 参加企業の意見書ではなく拘束力のある書類でなければなりません。

幣法律事務所のWebsiteの掲載されている“**契約書の読み方**”を参照願います。

鉱業法 No.6

ジョイント・ベンチャー（鉱業権）

アンインコとインコの其々の利点

石炭、鉄鉱石、天然ガスやウラン鉱等の鉱業権を得る為ジョイント・ベンチャー（JV）に参加する場合下記のように2種類の参加の仕方があります。

1. アンインコ（Unincorporated）
2. インコ（Incorporated）

1. アンインコ

アンインコとは法人化されていないJVの権益を入手し、*アライアンス契約に基づきJVから発生する利益及び損出がJV参加企業に分割されます。参加企業は法人化されていない為無制限の責任を負わされる反面利益の分割が保証されます。

2. インコ

インコとは鉱業権を所有する法人株をJV参加企業が取得する事であり、参加企業の責任は有限責任である反面、配当は保障されません。法人の種類は下記の三種類になります。

- A. PTY LTD (Proprietary Limited)
- B. LTD (Limited)
- C. NL (No Liability)

*アライアンス契約については弊法律事務所Website 鉱業法No2 からNo5 を参照願います。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555

legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net